

# 第2次日進市教育振興基本計画

---

令和8年3月改訂

令和3年4月

## 内容

はじめに 基本計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
第一章 教育を取り巻く現在の状況 .....	3
社会動向の変化 .....	3
国の動向 .....	4
県の動向 .....	4
第二章 第2次日進市教育振興基本計画の全体像 .....	5
第2次日進市教育振興基本計画体系 .....	5
第三章 基本理念と目指す人物像 .....	6
基本理念 .....	6
目指す人物像 .....	7
第四章 重点施策 .....	8
重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備 .....	10
重点施策2 人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進 .....	14
重点施策3 文化・スポーツを生かしたまちづくり .....	16
重点施策4 学校、地域の連携・協働の推進 .....	18
第五章 基本施策と取り組みの柱 .....	20
1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実 .....	20
2 学校環境：学校教育環境の整備推進 .....	24
3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備 .....	27
4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備 .....	31
5 生涯スポーツ：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 .....	33
第六章 基本計画の推進に向けて .....	36
計画の進行管理 .....	36
関係部局との連携 .....	36
地域ぐるみの取り組み .....	36

# はじめに 基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2006年に教育基本法が改正され、教育振興基本計画を策定することが規定されたことに伴い、2013年4月に初めて「日進市教育振興基本計画」を策定し、2016年度に中間見直しを実施しました。本市の実情に応じた教育振興基本計画を策定することにより、教育委員会内の各種計画や施策同士につながりを持たせ、それぞれの計画や施策をより効果的・効率的に推進することに努め、本市の教育の充実に取り組んできました。

しかし、この間にも、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。ICT技術の急速な進展による超スマート社会（Society5.0）の到来や少子化・高齢化による人口構造の変化、グローバル化の進展、ライフスタイルの変化に伴う価値観の多様化など、その変化は、多岐にわたり、教育の在り方にも大きな影響を与えています。

このような背景を念頭に、日進市教育振興基本計画の基本理念を継承しつつ、昨今の社会情勢の変化により生じた新たな課題や、新たに求められる力などを踏まえて、本市の教育を総合的かつ計画的に推進するための施策などをまとめた、「第2次日進市教育振興基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

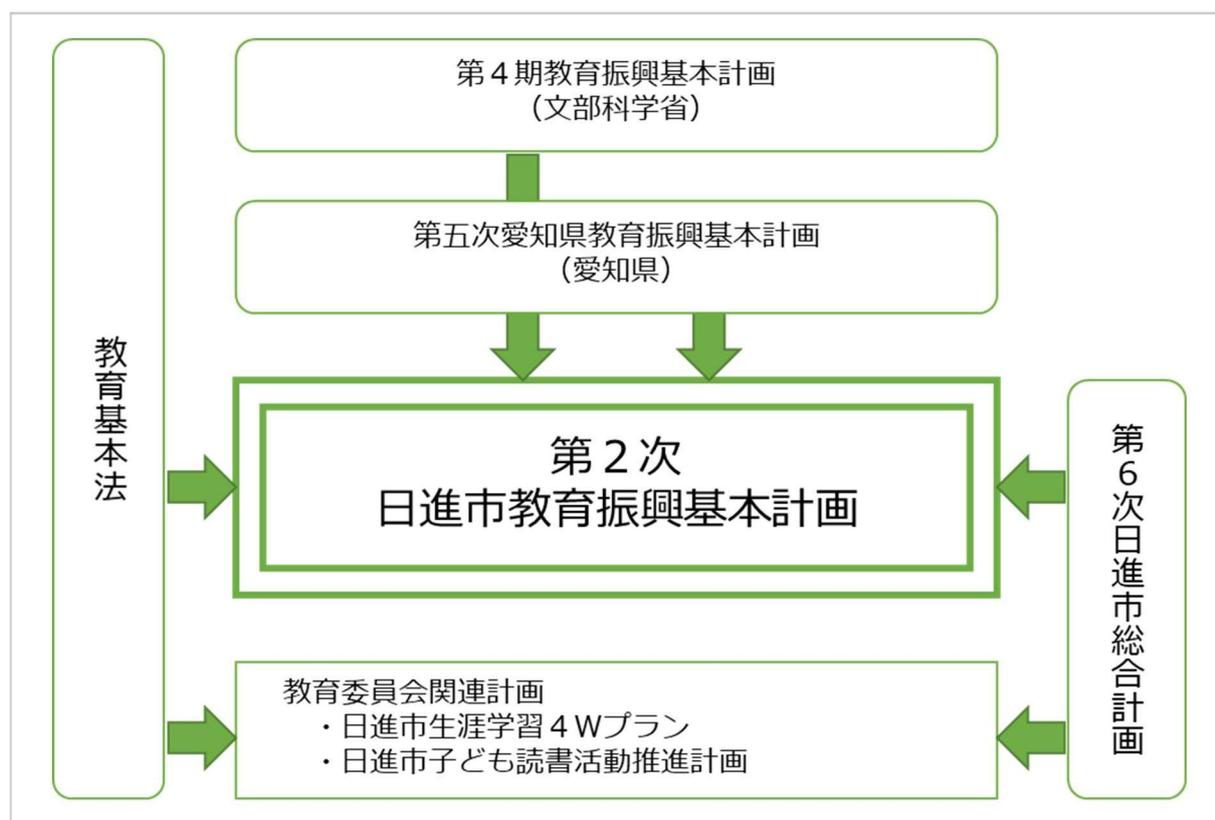
○教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画となります。

○国及び愛知県の教育振興基本計画の内容を参酌した計画となります。

○市の最上位計画である第6次日進市総合計画の教育部門を担う計画となります。

○教育委員会内の各種計画の最上位計画となります。

## ○計画の位置づけ



## 3 計画の期間

○2021年度から2030年度まで（10年間）

※計画の中間年である2025年度に検証・中間見直しを実施

# 第一章 教育を取り巻く現在の状況

## 社会動向の変化

### ➤ 少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

我が国の人口は、2008年をピークとして減少傾向にあり、2030年にかけて、20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えることが予想されています。しかし、本市では、現在も人口が増加しており、全国的にも珍しい自治体です。区画整理事業に伴い、新たな住民が増えている中、昔からの住民を含めたすべての人がつながり合い、共に成長できる環境を整備することが大切となっています。

### ➤ 急速な技術革新

IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、2030年頃には、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。これにより、教育に求められる資質がより変化し、学びの在り方に変革が起きています。また、膨大な情報量の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにすることも大切となります。

### ➤ 人生100年時代の到来

「人生100年時代」の到来が予測されている中、高齢者から若者まで、すべての住民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会を作ることが大切です。多岐にわたるライフサイクルの中、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが必要になっています。

### ➤ 「持続可能な社会」の実現に向けた取り組みの拡大

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030年に向け、世界全体がともに取り組むべき普遍的な目標として、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)を実現するため、施策の充実等に取り組むことが必要になっています。



## ➤ 教育の在り方の変化

2019 年末に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、経済格差、教員の不足・多忙化など様々な問題が、日常生活や学校の教育活動に大きな影響を及ぼしています。こうした状況のもと、教育の在り方は大きく変化しています。

## 国の動向

2040 年以降の社会を見据えた総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上」を掲げた「第 4 期教育振興基本計画」を策定し、教育政策を推進しています。

### （※）ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

### 基本的な方針 【計画期間 2023 年～2027 年度】

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 県の動向

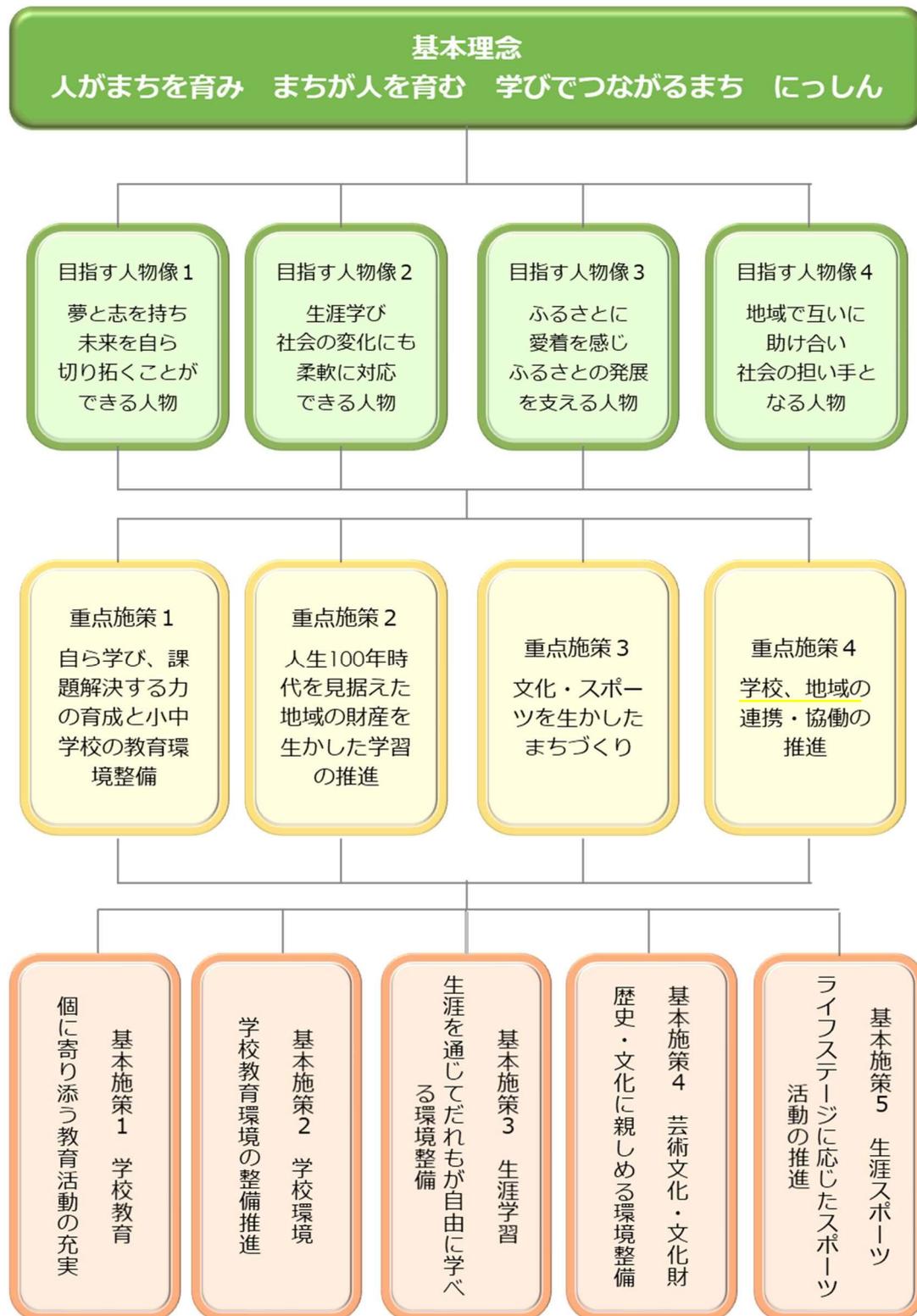
「あいちの教育ビジョン 2030－第五次愛知県教育振興基本計画－」が 2025 年 12 月に策定されました。前計画を継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や社会情勢の変化に柔軟に対応し、教育を推進していくための指針となる計画として、新たな基本理念を掲げ、4 つの基本的な方針と 18 の基本施策を設定しています。

### 基本理念 【計画期間 2026 年度～2030 年度】

「自ら考え、互いに支え合い、高め合うことのできるあいちの学びを進め、持続可能な社会の創り手を育みます」と掲げ、変化の激しい先行き不透明な時代であっても、持続可能な社会とすることができるよう、自分の頭でしっかりと考え、お互いに知恵を出し合いながら支え合い、高め合う学びを進めていきましょう、というメッセージが込められています。

## 第二章 第2次日進市教育振興基本計画の全体像

### 第2次日進市教育振興基本計画体系



# 人がまちを育み まちが人を育む

## 学びでつながるまち にっしん

「学び」は一方通行ではなく、その過程において私たちは共に学び、成長していきます。

また、地域の子どもの学びを支えたり、学びの成果を地域に還元することで、人や地域とのつながりが生まれ、自身の生きがいや居場所づくりにつながります。そのように、学びを通して「人」がつながり、「まち」がつながっていきます。

学びと成長を求める「人」が、魅力ある「まち」を育ていき、その魅力ある「まち」が、また魅力ある「人」を育ていく、そんな「学びでつながるまちにっしん」を基本理念とします。

## 目指す人物像

### 1 夢と志を持ち、未来を自ら切り拓くことができる人物

様々な生き方が選択できる時代であるからこそ、高い志を持ち、夢を抱くことができます。しかし、複雑な社会の中、幼児期の環境が大人になってからの生活へ影響することから、質の高い教育の提供に向けたきめ細やかな指導や、豊かな心を育むことが不可欠です。また、生涯にわたり必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付け、自らの人生を選択し、切り拓いていく原動力を育成することができる環境を整えます。

### 2 生涯学び、社会の変化にも柔軟に対応できる人物

変化が激しい社会情勢の中、その変化に屈することなく、前向きに受け止められる力が求められます。そのためにも今後は、地域コミュニティのつながりや、すべての人が地域社会の一員として自分らしさを生かしながら、成長することの喜びを感じる事が大切です。人生100年時代を見据えたライフサイクルの中、生涯にわたって学びの継続・学び直しを進め、自ら楽しく学び育ち続けられる環境を整えます。

### 3 ふるさとに愛着を感じ、ふるさとの発展を支える人物

自分を育ててくれるこのまちを愛し、積極的に地域や人と関わることで、新たな魅力に気づくことができます。その魅力を次代へ継承していくことが、持続可能な社会を築くことにつながります。これからの日進市を形づくる一員として、愛着をもって活動することができるよう、自らのよりどころとなるふるさとを大切にすることを育む環境を整えます。

### 4 地域で互いに助け合い、社会の担い手となる人物

少子高齢化が進む中、これからの時代に求められる資質・能力を育むためには、学校教育だけでなく、家庭や地域と連携・協働して学びの充実を図っていくことが必要です。一人ひとりの意識を高めることにより、地域全体で子どもを育てるだけでなく、地域全体の教育力の向上を高められるよう体制を整えます。

## 第四章 重点施策

基本理念や目指す人物像の実現に向け、国や社会の動向、本市の現状や課題を踏まえて、今後5年間のうちに重点的に実施する施策について、重点施策と位置づけて取り組んでいきます。

本計画では、以下4つの重点施策に10個の重点項目を設定します。

重点施策1	自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備
重点項目(1)	主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細やかな指導の充実
重点項目(2)	特別支援教育の充実
重点項目(3)	情報活用能力の育成とICT活用教育の推進
重点項目(4)	学校と関係機関との連携の充実
重点項目(5)	部活動改革の推進
重点施策2	人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進
重点項目(6)	学びと体験活動を支援する体制の充実
重点施策3	文化・スポーツを生かしたまちづくり
重点項目(7)	文化芸術を生かした地域づくり
重点項目(8)	スポーツを生かした地域づくり

重点施策4	学校、地域の連携・協働の推進
重点項目(9)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
重点項目(10)	学校と多様な担い手との連携・協働

## 重点施策 1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

目まぐるしく変化する社会においては、一人ひとりが自ら学び、課題を解決する力が重要になってきます。子どもたちそれぞれの個性や生活環境の違いなど、一人ひとりに合った教育機会を確保することに努め、自己の可能性を伸ばす力を育みます。

### <現状と課題>

- 学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善が求められています。実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」の三つの力をバランスよく育む必要があります。
- 児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の配置により、相談体制の充実を図ります。また、学校生活になじめず、教室に居づらい児童生徒の居場所をつくり、登校を支援する必要があります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒へ個々の状況に合わせたきめ細やかな対応を行うため、各学校においてインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けた環境整備を進める必要があります。
- デジタルとアナログのバランスがとれた教育を推進するため、1人1台学習用タブレット端末については、授業だけではなく、学級会や学級経営での活用も図ります。また、ICTを活用して学びや支援を充実させ、児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、研修の実施など教員に対する支援を継続的に行う必要があります。
- 子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動の展開に向けた環境の一体的な整備を着実に進めることが求められています。

## 重点項目（1）主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細やかな指導の充実

### <主な事業>

主な事業	事業概要
教育指導体制の充実	補助教員等の配置により、個に応じたきめ細やかな指導を行い、児童生徒の確かな学力や健やかな心身の育成を図ります。

相談体制の充実	専門性の高いスクールソーシャルワーカー等の配置により、各機関と学校の連携を進め、相談体制の充実を図ります。児童生徒が抱える様々な問題や悩みに寄り添い、不登校の未然防止に努めます。
	教室に居づらい児童生徒の居場所をつくるため、校内ハートフレンドを市内4中学校に設置します。利用状況をもとに、よりよい支援体制の整備を進めます。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
スクールソーシャルワーカー支援件数	スクールソーシャルワーカーが一年間で実施した支援件数	477件 (R1実績値)	500件	550件
スクールソーシャルワーカー配置人数	スクールソーシャルワーカーの配置人数	5人	6人	6人
授業がわかりやすいと思っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査結果で、「授業がわかりやすいと思っている」の項目に「思う」「やや思う」と回答した児童生徒の割合	87.2% (H31実績値)	88.5%	90.0%

## 重点項目（2）特別支援教育の充実

### <主な事業>

主な事業	事業概要
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と学習の機会を得ることができるよう、学校支援体制を整え教育環境を整備します。切れ目のない支援を目指し、幼稚園・保育所等と小中学校との連携を深め、関係機関との連携を強化します。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
特別支援に係る補助教員の配置割合	特別支援学級児童生徒数/特別支援学級講師及び学級支援介助員の人数	5.1人に1人 (R1実績値)	5.0人に1人	4.9人に1人

## 重点項目（３）情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進

### <主な事業>

主な事業	事業概要
子どもの学びや教員を支える ICT 環境の充実	1人1台タブレット端末の整備を始め、ネットワーク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合した ICT 環境の実現や研修の実施等により、教員の指導力向上を図り、児童生徒がすべての教科で ICT を活用した学習を行うことで情報活用能力を育成します。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
教員の ICT 活用指導力	文部科学省調査「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」のうち「教員の ICT 活用指導力の状況」調査の各項目で「できる」又は「ややできる」と回答した教員の割合	54.8%	65%	75%

## 重点項目（４）学校と関係機関との連携の充実

### <主な事業>

主な事業	事業概要
学校と給食センターとの連携	教員の業務負担の軽減に向けて文部科学省が推進している、公会計制度（学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる）の検討を進めると同時に、各学校と給食数管理の共有を図ります。
学校と図書館との連携	市立図書館と小中学校図書室のシステム連携により実現した、学習用タブレットからの図書館蔵書検索やデジタル図書の貸出を進め、ICT 環境を活用した読書活動や学習活動を継続して推進します。 また、配本・レファレンス・相互貸借のサービス等を提供し読書支援、学習支援の充実を図ります。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
紙書籍配本数	学校間の配本冊数	0	1,000	1,500
電子書籍貸出数	学校電子図書館電子書籍貸出数	—	430,000	480,000

## 重点項目（5）部活動改革の推進

### <主な事業>

主な事業	事業概要
部活動の地域展開	これまで長年にわたり学校単位で学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動について、子ども、保護者、指導者に寄り添い、地域の実情に応じながら、地域が主体となる地域クラブ活動に展開していきます。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
休日部活動を補完する地域クラブ展開数	休日に活動している部活動を補完する地域クラブの数（休日の活動を完全に地域展開した場合を含む）	—	—	47

## 重点施策2 人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進

大学や企業など地域の財産を活用して、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりをし、誰もが仲間とつながりながら楽しく学び、さらに学んだことを生かして活躍できるようにするなど、生涯にわたって豊かに生きられる環境を整備します。

### <現状と課題>

- 今後、AIなどを活用したグローバル社会の進展や超スマート社会（Society5.0）の到来などが予想されます。新しい時代に求められる資質・能力を育むため、大学、企業等と連携し、社会に開かれた学習を推進することが求められています。
- 人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が高まっています。

## 重点項目（6）学びと体験活動を支援する体制の充実

### <主な事業>

主な事業	事業概要
学校外での豊かな学びと体験活動の機会の提供	学校ではできない学びと体験活動事業を実施します。また、市が実施する子ども向け事業の情報をホームページ等でいつでも情報を得ることができるように提供し、学校外での多様な学びと体験活動の機会の充実を図ります。
子ども企画・運営事業の開催	未来をつくる子ども条例の趣旨に則り、子どもたちが企画段階から主体的に取り組み運営することにより、協調性や社会性などの自己形成を高めることのできる事業を実施します。
大学等との連携による講座の開催	連携協力協定を提携している大学等と連携し、人材・資源を生かした専門性の高い講座を開催します。
市民相互の学びの循環の場の提供	地域人材の発掘と「学ぶ」だけでなく「教える」生きがいを感じることができる場を提供し、市民相互の学びの循環と市民同士の交流の促進により地域の活性化を図ります。

他部署等との連携による多様な学習情報の提供	市が実施する様々な講座等の情報を情報誌やホームページ等に集約して掲載することで、学びたいときにいつでも情報を得ることができるようにし、学びの機会の充実を図ります。
-----------------------	---

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
学習の場と機会に対する満足度	市民意識調査の設問「学習の場と機会」で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合	20.1%	21%	22%

### 重点施策3 文化・スポーツを生かしたまちづくり

文化やスポーツで活躍している方・大学・企業・関係団体等の協力を得て、身近に文化やスポーツと触れ合う機会を充実させることで、健康で潤いのある生活空間を創出し、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

#### <現状と課題>

- 本市の民俗、伝統芸能、文化を絶やさないよう、市民に価値を発信し、担い手となる人材を育成する必要があります。
- 市民会館を拠点に様々な文化活動が行われていますが、市内での生活で文化芸術を身近に感じている市民の割合が低いことから、より身近に文化芸術に触れる機会の創出が求められています。
- 社会状況や生活環境の変化による外遊びの減少などによる子どもの体力低下や運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。
- スポーツには、人々を健康で生き生きとさせる効果がありますが、スポーツを行う市民の割合が低いことから、より身近にスポーツに触れる機会の創出が求められています。

### 重点項目（7）文化芸術を生かした地域づくり

#### <主な事業>

主な事業	事業概要
文化芸術推進の仕組みづくり	市民会館を拠点として文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音楽祭等を開催するとともに、文化芸術活動を行う様々な分野の団体が、目的を共有し、連携して活動できるよう支援します。
文化芸術のアウトリーチ	学校での音楽アウトリーチ事業など、様々な場面において、地域で気軽に文化芸術に触れ合う機会をつくれます。

#### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
市内での生活で文化芸術を身近に感じている市民の割合	市民意識調査の設問「あなたは、市内での生活で芸術文化を身近に感じていますか。また、市内での芸術文化活動に参加していますか。」で「身近に感じている」と回答した市民の割合	32.30%	33%	34%

## 重点項目（８）スポーツを生かした地域づくり

### <主な事業>

主な事業	事業概要
地域のアスリートによるスポーツ推進	地域のアスリートを応援するとともに、地域のアスリートによるイベント等を開催します。
スポーツ推進の仕組みづくり	多様化するスポーツニーズに対応するため、スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みをつくります。

### <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
週に1回以上スポーツを行う市民の割合（%）	市民意識調査の設問より	30.4%	35%	40%

## 重点施策 4 学校、地域の連携・協働の推進

地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域づくりを目指し、学校を核として地域づくりの形成を図ります。

### <現状と課題>

- これからの時代に求められる資質・能力を子どもたち一人ひとりに着実に育てていくために、学校は家庭・地域と目標を共有し、「地域学校協働活動等の多様な教育活動が、学校の教育目標の実現に対してどのような役割を果たせるのか」という視点を持つことが重要とされています。
- 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、地域学校協働本部等の仕組みを活用し、学校・家庭・地域が連携かつ協働して、子どもたちの学びの充実を図っていくことが必要とされています。
- 各学校の教育目標やビジョンを地域や保護者も共有し、実現・達成するために、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」を両輪として、地域と学校がパートナーとして連携・協働することで、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることが求められています。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を着実に進めることが求められています。

## 重点項目（9）コミュニティ・スクール（※1）と地域学校協働活動（※2）の

### 一体的推進

### <主な事業>

主な事業	事業概要
学校運営協議会の運営支援	子どもたちや学校、地域の課題とともに、どのような子どもを育てたいかといった目標を保護者や地域と共有し、学校運営に必要な支援について熟議し課題解決を目指します。
地域学校協働活動の推進	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営することで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を支える活動を推進します。

## <成果指標>

指標	設定根拠	現状値	目標値 2025年	目標値 2030年
学校運営協議会の設置校	学校運営協議会を設置している学校数（＝コミュニティ・スクール）	—	2	13
地域学校協働本部の設置校	地域学校協働本部を設置している学校数	0	4	—

### （※1）コミュニティ・スクールについて

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会に任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議性の機関のことです。

### （※2）地域学校協働活動について

地域学校協働活動とは、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。活動にあたっては、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成し、地域の実情に応じて活動内容を選択して実施するものとされています。

---

## 重点項目（10）学校と多様な担い手との連携・協働

### <主な事業>

主な事業	事業概要
部活動の地域展開	子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進していきます。

## 第五章 基本施策と取り組みの柱

基本理念や目指す人物像の実現に向けた、教育分野の主要な施策を基本施策として位置付け、「学校教育」「学校環境」「生涯学習」「文化芸術・文化財」「生涯スポーツ」の5つの分野で体系的に整理するとともに、上位計画である、第6次日進市総合計画と整合を図ります。

### 1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実

#### 目指す姿

児童生徒一人ひとりが社会とのつながりを実感しながら、社会状況の変化に対応できる力を育みます。

#### 現状と課題

- 変化の激しい社会で生き抜くため、子どもたちの自己肯定感を高め、生き抜く力を育む必要があります。
- 児童生徒が抱える多様な問題を解決するため、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、相談体制をより一層充実させる必要があります。

#### 取り組みの柱

##### ① 個に応じた教育体制の充実

- ◇ 児童生徒が社会とのつながりを意識し、社会から認められることで自己肯定感を高めることができる取り組みを行います。
- ◇ 児童生徒が社会の中で生きていくために必要な知識や能力を身に付けることができるよう、基礎学力を定着させ、主体性を育むため、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実します。
- ◇ 児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、基本的な生活習慣の確立を図り、給食を通じて、学校における食育の推進を図ります。

- ◇ 特別な支援を必要とする児童生徒が、安全な学校生活を送ることができ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と学習の機会を得ることができるよう体制を整えます。
- ◇ 「学校生活になじめない」、「学習に困難がある」等、児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、それぞれにあった解決方法を探するため、保護者を含め支援する体制を整えます。
- ◇ 義務教育前の幼児の育ちから、段階によって途切れることなく教育活動を展開するよう体制を整えます。
- ◇ 高度化する情報社会において、適切に行動できるよう情報モラルを身に付けさせるための教育を推進します。

## ②地域とともにある教育活動の推進

- ◇ 部活動をはじめとする児童生徒の幅広い学びの活動において、学校支援ボランティア、地域、団体等からの協力を得ながら、地域学校協働活動を進めていきます。
- ◇ 「日進市未来をつくる子ども条例」に基づき、子どもの権利を尊重し、学校を含めた地域全体で子どもたちの成長を支えるため、地域が学校の運営に関わる仕組みづくりを進めます。
- ◇ 災害や感染症等の未曾有の事象が発生した場合でも、互いの人権を尊重できるよう、学校・家庭・地域と連携し、人権教育を進めます。
- ◇ 地域の実情に応じた部活動の地域連携・地域クラブ活動への展開に向けた取り組みを含む学校と地域との連携・協働を図ります。

### <主な事業>

主な事業	事業概要	担当
教育指導体制の充実	児童生徒の学習を支援し、個に応じたきめ細やかな指導を行うために、補助教員を配置します。	学校教育課
学校給食調理事業	共同調理場方式により、児童生徒に安全でおいしい給食を提供します。	学校給食センター
人権教育・条例の普及	人権啓発等の機会において、性別、障害の有無、国籍の違い等にとらわれず、すべての子どもたちが持つ権利を正しく理	地域共生課 子育て支援課

	解する機会を提供し、「日進市未来をつくる子ども条例」を広く周知するための啓発事業を実施します。	学校教育課
相談体制の充実	児童生徒、保護者、教員を支援するため、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の配置、外部機関と連携した相談体制を継続します。 また、学校や教室になじめない状態にある児童生徒の居場所をつくるため、市内4中学校に校内ハートフレンドを設置し、学校への復帰や精神的・社会的自立に向けた登校支援を実施します。	学校教育課
教育支援センター事業	学校に行きづらい児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、それぞれにあった解決方法を探すため、保護者を含めた支援を実施します。また、教員経験のある職員を指導員として配置し、児童生徒に寄り添った支援を継続します。	学校教育課
子どもからの相談体制の充実	SNSの活用等、子ども自身が自発的に相談しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課
子どもの気持ちや考えを伝える場づくり	子どもたちが教育行政へ意見表明する機会を提供します。子どもたちが、自主的に計画・役割分担し、実践に向けた取り組みが教育行政へ反映されることにより、子どもの成長を促し、学校内の自治組織の醸成化を図ります。	学校教育課
相談機関の連携体制の構築	学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、こども家庭室との情報共有、連携体制を維持します。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置により、福祉部局との連携強化を図ります。	学校教育課 子育て支援課
巡回支援事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が保育園や学校等を巡回し、施設職員や教員等に対し、助言等の支援を行います。	子育て支援課
幼児教育事業	充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう市内私立幼稚園に対し支援を行います。また、定期的な情報交換を行うなど、幼稚園との連携の強化を図ります。	保育課

幼保小連携事業	幼児が継続的に教育的支援を受けることができるよう幼稚園、保育園から小学校へ就学する際に、指導記録に基づき、学校と連携を図るための幼・保・小連絡会を開催します。	学校教育課 保育課
認定こども園整備支援事業	幼児教育・保育へのニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や整備に対し、国・県の制度に基づいた支援を行います。	保育課
地域学校連携事業	部活動をはじめとする学校の諸活動を支援するため、学校教育支援学生サポーター等の配置や部活動に係る費用の補助を行います。	学校教育課
家庭教育推進事業	家庭、地域、学校が協力して地域全体で子どもや若者の育ちを支える取り組みを支援し、各家庭の教育力の向上と地域全体で家庭教育を推進する環境づくりを行います。	学習政策課
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	学び支援課
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	学び支援課
地域活動学校開放事業	学校教育に支障のない範囲で、各学校区の児童生徒や地域住民の地域活動のために学校施設を開放します。	学習政策課
部活動地域展開事業	地域の実情に応じながら運動・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を進めます。	学習政策課

## 2 学校環境：学校教育環境の整備推進

### 目指す姿

新しい時代に即した教育基盤を整備し、持続可能な教育体制を確保します。

### 現状と課題

- 国が提唱する超スマート社会（Society5.0）時代を生きる子どもたちに必要な情報活用能力を育成するため、ICT 環境整備が求められます。
- 児童生徒数や少人数学級推進などの社会動向を見据え、学校教育施設や設備の老朽化に対応し、計画的な施設管理や整備が求められます。
- 教員の業務は増加し、多様化しています。教員の多忙化を解消するため、業務負担の軽減を図り、学校における働き方改革を進める必要があります。

### 取り組みの柱

#### ①教育基盤の整備

- ◇ 児童生徒が安全に過ごし、安心して教育を受けることができるよう、小・中学校、教育支援センター、学校給食センターの施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、児童生徒数の変化や施設・設備の経年劣化等に対し、計画的に増改築、改修、修繕、更新を行います。
- ◇ 学校における働き方改革、処遇改善を進めるため、教職員の事務や作業の効率化と負担軽減を図り、教員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保できるよう、学校における ICT 環境を整備します。
- ◇ 新しい時代を見据え、児童生徒に必要な情報活用能力を育成するため、ICT を活用した学習環境を整えます。
- ◇ 児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導員を配置し、PTA や交通安全ボランティアとの連携を進めます。

## ②新しい時代の学びを支える教育環境の整備

- ◇ 新しい時代の学びを支える安全かつ安心な教育環境の実現のため、学校施設の整備を図ります。

### <主な事業>

主な事業	事業概要	担当
学校規模及び配置の適正化	児童生徒数や社会状況の変化を見据え、適宜、市内小中学校の規模及び配置の適正化について検討を行います。	学習政策課
学校施設の整備・管理	学校施設や校用備品の経年劣化等に対応し、快適な学習環境を維持するために、計画的に改修、修繕、及び買い替えを行うほか、学校施設の整備を行います。	学習政策課 学校教育課
ICT 環境整備事業	ICT 機器を活用し、情報収集や整理、比較等、自ら考えて課題解決する学びの授業を行うことができるよう、タブレット端末やネットワークの整備を行います。 また、学校における働き方改革、処遇改善を進めるため、教職員の事務や作業の効率化と負担軽減を図り、児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保を目指して、学校における ICT 環境を整備します。	学校教育課
小・中学校運営事業	児童生徒に対し、適切な義務教育を受けることができるように、必要な教科書を始めとした教材の整備、衛生管理等を行います。	学校教育課
給食センター（施設設備維持管理事業）	学校給食センターの施設、設備の適切な維持管理、修繕を行います。また、児童生徒数の変化や施設、設備の経年劣化等に対し、厨房の調理機器の計画的な修繕、更新等を行います。	学校給食センター
通学路安全事業	児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導員を配置し、PTA や交通安全ボランティアとの連携を進めます。 また、通学路交通安全プログラム等を通じて通学路環境の整備を行います。	学校教育課

子どもの見守り事業	主要幹線道路等への防犯カメラの設置、アドバイザーによる通学路等の巡視・指導を行います。また、地域における交通安全・防犯活動団体への資材等の支援や、地域の防犯カメラ設置に係る費用の一部補助を行い、官民が連携しながら地域の安全対策を実施します。	防災安全課
-----------	--	-------

### 3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備

#### 目指す姿

誰もが主体的に学び、学んだことを生かすことができる環境を整備するとともに、地域における活発な生涯学習活動により、次代を担う人材の育成を目指します。

#### 現状と課題

- これまでにない超長寿社会である人生 100 年時代を迎えるにあたって、市民がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、身近な場所で学び、生かすことができる環境を整える必要があります。
- 自分自身に満足している、自分には長所があると感じている若者が少ないという問題に対応するため、子どもの学習活動を幅広い分野から支えていく必要があります。
- 文化施設の建物や設備の老朽化が進行しているため、計画的に改修や設備交換を行っていく必要があります。

#### 取り組みの柱

##### ①生涯学習システムの充実

- ◇ 日進市生涯学習 4 Wプランの基本構想に沿った市民の主体的な活動を支援し、市民のニーズに応じた幅広い分野の学習活動機会の提供を行うとともに、学んだことを生かし、交流する場の提供を行います。

##### ②地域資源を活用した子どもの学習や体験活動の支援

- ◇ 大学、企業、地域、団体等と連携し、子どもの学習や体験活動を支援します。

##### ③子育て支援、子どもの貧困対策の充実

- ◇ 子ども及びその保護者が適切な支援やサービスを受けられるようにするため、子育て支援情報の提供を充実します。
- ◇ 子育てと社会参加の両立支援として、放課後児童クラブの量・質を確保します。

- ◇ 経済的な理由による就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、教育に要する費用を負担し、就学・修学を支援します。

#### ④文化施設の充実と整備

- ◇ 市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯学習の拠点となる文化施設について、施設の利用状況・ニーズを踏まえ、老朽化対策を含めた安全で快適な環境の整備を進めます。

#### ⑤図書館サービスの充実

- ◇ 多くの市民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、だれもが親しみやすい「生活の中に開かれた図書館」を目指すため電子書籍の導入について調査、研究を進めます。
- ◇ 日進市子ども読書活動推進計画に基づき、保育園、学校等と連携し、子どもが読書活動に取り組むことができる機会を提供します。

#### <主な事業>

主な事業	事業概要	担当
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	学び支援課
生涯学習講座開催事業	大学、地域、団体等と連携するとともに、専門的知識を有する人材の協力を得て、誰もがいつでもどこでもなんでも学習することができるよう、自発的な学習を支援する講座を開催します。	学び支援課
子どもの学習や体験活動支援事業	大学、企業、地域、団体等の専門的知識を有する人材の協力を得て、子どもの知的好奇心を探究する学習活動や文化芸術、スポーツを含め子どもの体験活動の充実につながる講座等の事業を支援します。	学び支援課

子どもの学習・生活支援事業	経済的に課題のある世帯の子ども及び保護者に対して、学習・生活支援を行います。	子育て支援課
母子の健康づくり支援事業	妊婦や乳幼児の健康管理のための健診を実施します。また、安心して妊娠期を過ごすことができ、産後の不安や育児の疑問を解消するために教室や相談事業を実施します。	健康課
放課後子ども総合プラン運営事業	放課後等を安全・安心に過ごすことを目的とし、保護者の就労等による留守家庭の児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、学習や活動の機会を提供する「放課後子ども教室」を、共通の活動場所で多様な共通プログラムを一体的に行います。	子育て支援課
高等学校等修学補助事業	教育の機会均等のため、学ぶ意志のある高校生等に対し、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒を対象に、修学に必要な資金を助成します。	学習政策課
就学援助事業	経済的な理由により、給食費・学用品費等の学習に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、必要な援助を行います。	学校教育課
文化施設管理運営及び維持管理事業	市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯学習の拠点となる文化施設について、利用状況とニーズを踏まえ、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理と環境の整備を進めます。	学び支援課
レファレンス・サービス事業	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けます。	図書館
配本回収事業	福祉会館・保育園や学校、又は民間を含む各施設への配本・回収を行います。図書館への来館が困難な身体障害者手帳等の交付を受けている市内在住の方へ郵送又は宅配による貸出サービスの充足に努めます。	図書館

<p>図書ネットワーク事業</p>	<p>市の各部署が実施する事業で図書館の積極的な利用を促すとともに、広域ネットワークの推進のため、近隣図書館、小中学校、高校、大学、企業等との連携を行います。</p> <p>また、図書館ボランティアの参加促進を行い、継続性のあるボランティア活動の推進を行います。</p>	<p>図書館 学校教育課</p>
-------------------	---	----------------------

## 4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備

### 目指す姿

文化芸術活動が活発に行われ、市民が文化芸術に親しみを持てる環境を整備します。また、歴史や文化財が次代へと継承され、その価値や魅力が市民に共有されるよう環境を整備します。

### 現状と課題

- 様々な分野の文化芸術に親しむ市民が増えており、日々の生活の中で文化芸術を楽しめる環境が求められています。
- 本市の文化振興を図るためには、次代の文化の担い手となる子どもたちが、質の高い文化芸術に触れ、体験することのできる環境を整える必要があります。
- 本市の民俗、伝統芸能を絶やさないよう、市民に価値を発信し、担い手となる人材を育成する必要があります。
- 市民の歴史や風土への関心を高め、将来にわたって文化財を保護していくためには、さらなる活用と魅力を発信する必要があります。

### 取り組みの柱

#### ①文化・芸術の普及・振興

- ◇ 市民の多様な文化芸術への関心の高まりに応え、幅広い世代に向けた文化芸術事業を実施します。
- ◇ 子どもが多様な文化芸術に触れ、体験できる機会を提供します。
- ◇ 市民会館を拠点として多様な舞台鑑賞をする機会を増やします。

#### ②伝統芸能の継承

- ◇ 地域に伝承されている無形文化財の保存と継承のために、人材育成と保存活動を支援します。

### ③郷土の歴史の継承と文化財の保護活用

- ◇ 文化財や歴史資料を後世に伝えるために、市指定文化財や岩崎城歴史記念館・旧市川家住宅等施設の適切な保護・管理を行うとともに、施設を有効活用することにより地域の魅力づくりにも取り組みます。

#### <主な事業>

主な事業	事業概要	担当
文化推進事業	多種多様な文化芸術体験を発信する場及び文化芸術に触れる場を提供し、文化活動団体の支援を行うことで、市の有する文化芸術の維持、継承、発展を目指します。	学び支援課
文化財保護活用事業	市民が地域固有の歴史や郷土に対する誇りや愛着を持てるよう、市内各地域の文化財及び歴史的建造物である旧市川家住宅や岩崎城歴史記念館を周知及び活用し歴史に触れる機会を提供します。	学び支援課 産業観光課

## 5 生涯スポーツ：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### <目指す姿>

すべての世代の市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを目指します。

### <現状と課題>

- すべての世代の人がスポーツをすることで、生涯を通じて楽しく健康で生き生きと過ごせるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備が必要とされています。
- 子どもが自由に外で遊ぶ機会が減り、基礎的な運動能力の底上げが必要とされている状況の中、子どもたちが興味を持てるスポーツイベント等が必要とされています。
- 愛知県で開催される2026年アジア競技大会を含め、国際的なスポーツイベントの国内開催が多く予定されています。人々のスポーツへの関心が高まるのを契機として、市民のスポーツ活動を促進するため、市のスポーツ大会やイベントの充実を図る必要があります。
- 本市にはスポーツ関係団体があり、それぞれの団体が目的に応じた活動を行い、本市のスポーツ振興の一翼を担っています。スポーツ振興には、これらのスポーツ関係団体のさらなる発展が不可欠です。
- 総合運動公園等スポーツ施設の経年劣化による老朽化が目立ち始めるとともに、施設のバリアフリー化や機能の充実が求められています。
- 誰もが気軽に活動しやすいように、地域の公共的な施設を活用したスポーツ振興が必要とされています。

### <取り組みの柱>

#### ①生涯スポーツの普及・振興

- ◇ スポーツ大会や講座等を実施し、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。

- ◇ 子どもたちが多種多様なスポーツに興味を持てるようトップレベルの選手から直接指導を受けることのできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。
- ◇ 2026年に愛知県で開催されるアジア大会に向け、関連スポーツイベント等を開催し、スポーツ人口の拡大に努めます。

## ②スポーツ団体等の活動支援

- ◇ 本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて本市のスポーツ振興を推進します。
- ◇ コンソーシアムの形成等により、大学や企業と連携することで、スポーツ課題の解決を図ります。

## ③スポーツ関係施設の充実と有効活用

- ◇ 総合運動公園等スポーツ施設の従来の特徴を生かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。
- ◇ 学校施設や公民館を活用して、地域に根差したスポーツ振興を図ります。

### <主な事業>

主な事業	事業概要	担当
スポーツ大会開催事業	スポーツ大会や講座等を実施し、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。	学び支援課
生涯学習スポーツ普及事業	子どもたちが多種多様なスポーツに興味を持てるようトップレベルの選手から直接指導を受けることのできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。	学び支援課
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	学び支援課

<p>スポーツ施設管理運営 事業</p>	<p>指定管理者制度により、効率的な施設管理・運営を行い市民サービスの向上に努めます。また、総合運動公園など各スポーツ施設の従来の特徴を生かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。</p>	<p>学び支援課</p>
<p>スポーツ施設維持管理 事業</p>	<p>老朽化がみられる施設について、順次適切に改修工事や備品購入を行います。</p>	<p>学び支援課</p>
<p>学校体育施設スポーツ 開放事業</p>	<p>学校施設を活用して、地域に根差したスポーツ振興を図ります。</p>	<p>学び支援課</p>

## 第六章 基本計画の推進に向けて

### 計画の進行管理

この計画の進行管理の方法については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、学識経験者の知見も加えながら点検評価を行い、PDCAサイクルのもと計画の進行管理を図っていきます。

### 関係部局との連携

この計画を推進するにあたっては、子育て、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野を所管する他の部局との連携も必要になってきます。

より効果的な取り組みが可能となるよう、関係部局に対して学びを通したまちづくりへの理解を求める働きかけを行うとともに、相互の連携をこれまで以上に促進することで、全庁的に組織横断的な取り組みを展開します。

### 地域ぐるみの取り組み

この計画を推進するにあたっては、家庭、地域、学校、高校、大学、行政等が連携し、地域ぐるみの取り組みが必要となってきます。

本市の特徴を生かした大学との連携、市民参加や協働等を促進し、「学びでつながるまちにっしん」の実現に向けて、地域ぐるみの取り組みを推進していきます。

**発行者 日進市教育委員会（学習政策課）**

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話：（0561）73-4169

ファクス：（0561）74-0258